



鳥取県公報

令和2年3月6日(金)
第9181号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	小型機船底びき網漁業の許可の申請期間(78)(水産課) 2
	土地改良区の役員の就退任(79)(中部総合事務所農林局) 2
	指定障害児通所支援事業者の指定(80)(西部総合事務所福祉保健局) 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定(81)(〃) 3
	収入証紙の小売りさばき人の指定(82)(会計指導課) 3
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等(5) 4
◇ 公 告	土地収用法による審理の開始(県土総務課) 4
	土地収用法施行令に基づく公示通知(〃) 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施(3件)(教育委員会事務局教育環境課) 5

告 示

鳥取県告示第78号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第9条第2項の規定に基づき、漁業法（昭和24年法律第267号）第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業の許可の申請期間を令和2年3月16日から同年4月10日までと定めたので、同規則第9条第3項の規定により告示する。

令和2年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第79号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年3月6日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

退任した役員の氏名及び住所

理 事	小 谷 俊 一	倉吉市下米積411
〃	長 田 雅 文	倉吉市国府683-1
〃	田 中 義 博	倉吉市国府989-44
〃	太 田 里 美	倉吉市服部440
〃	長谷川 満 輝	倉吉市横田706
〃	長 田 浩 二	倉吉市横田701
〃	村 岡 秀 一	東伯郡北栄町東高尾447
〃	小 谷 彰 仁	倉吉市国分寺263
〃	田 中 一 重	倉吉市上米積338-10
〃	田 村 順 一	倉吉市服部833-2
〃	福 井 康 夫	倉吉市下福田353
〃	筏 津 博 文	倉吉市別所118-1
〃	前 田 賢	倉吉市大谷544
〃	澁 谷 史 郎	倉吉市下福田706-108
〃	萬 場 幹 男	倉吉市福光260
〃	清 水 義 徳	倉吉市服部979-32
監 事	徳 田 博 明	倉吉市福光574
〃	坂 本 秀 隆	倉吉市下米積329
〃	長 田 重 博	倉吉市国府459

令和2年2月16日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	小 谷 俊 一	倉吉市下米積411
〃	長 田 雅 文	倉吉市国府683-1
〃	太 田 里 美	倉吉市服部440
〃	小 谷 彰 仁	倉吉市国分寺263
〃	河 本 勲	倉吉市横田653
〃	長 田 浩 二	倉吉市横田701
〃	森 田 勇 人	東伯郡北栄町東高尾429
〃	萬 場 幹 男	倉吉市福光260

- 〃 廣 田 伸 一 倉吉市国府989-42
 - 〃 岩 本 通 孝 倉吉市上米積827-4
 - 〃 田 村 順 一 倉吉市服部833-2
 - 〃 福 井 康 夫 倉吉市下福田353
 - 〃 筏 津 栄 倉吉市別所126
 - 〃 前 田 賢 倉吉市大谷544
 - 〃 澁 谷 史 郎 倉吉市下福田706-108
 - 〃 岸 田 章 敬 倉吉市服部979-157
 - 監 事 坂 本 秀 隆 倉吉市下米積329
 - 〃 前 田 浩 登 倉吉市福光565-2
 - 〃 大 田 泰 弘 倉吉市大立739
- 令和2年2月17日就任 任期4年

鳥取県告示第80号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月6日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
株式会社わこ う介護サービス	米子市東福原 二丁目1-1	こどもデイサービス わこう住吉	米子市安倍857-10	放課後等デイサービス	令和2年3月 1日

鳥取県告示第81号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月6日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
一般社団法人 ぼかぼか	米子市上福原 七丁目6-2	グループホーム木も れ陽	米子市皆生新田二丁 目11-7	共同生活援助	令和2年3月 1日

鳥取県告示第82号

鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定年月日	指定番号	住所	名称	売りさばき場所
令和2年3月2日	659	鳥取市新108-9	有限会社面影会計センター 代表取締役 長井 俊之	鳥取市新108-9

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第5号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和2年3月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,409
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	47,042
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	145,070
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	51,931
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,844
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,102
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,509
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,273
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,793
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,509
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,707
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,139

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

令和2年3月6日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

1 期日

令和2年3月18日（水）午前10時から

2 場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎9階 第20会議室

3 件名

鳥取都市計画道路事業3・5・3号美萩野覚寺線（鳥取市湖山町西一丁目地内）

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示による通知をする。

令和2年3月6日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

1 通知を受けるべき者の住所及び氏名

住所 不明（最終住所：大阪府和泉市和気町二丁目3-1）

氏名 辻野 千秋

2 公示事項

鳥取県起業の「鳥取都市計画道路事業3・5・3号美萩野覚寺線（鳥取市湖山町西一丁目地内）」に係る土地収用事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づく令和2年2月26日付鳥取委第34号の通知は、当人の住所が不明のため送付することができない。よって、当該通知は、鳥取県収用委員会事務局（鳥取県県土整備部県土総務課内）（鳥取市東町一丁目220）において保管し、いつでもこれを交付するので、同人は当庁に出頭の上受領されたい。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称

県立学校（東部地区）プロジェクター等 一式

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和2年10月1日から令和8年8月31日まで

(4) 納入期限

令和2年9月30日（水）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 契約金額

ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を見積もること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下のいずれかの業務区分に登録されていること。

ア 事務用機器のパソコン類

イ その他の賃借のその他

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和2年3月16日（月）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し（令和2年3月6日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できる者（当該物品が故障した場合に、鳥取県の求めがあつてから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能なる者に限る。）であること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、令和2年3月6日（金）から同月30日（月）までの日にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年3月6日（金）から同月30日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年4月16日（木）から同月21日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日にあっては午前11時からとし、最終日にあっては正午まで

とする。

なお、郵便等による入札書の受領期間は、同月20日（月）午後5時までとする。

イ 開札日時

令和2年4月21日（火）午後1時以降

ウ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

（1） 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

（2） 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

（3） 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（4） 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の（1）の場所に令和2年3月30日（月）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出すること。

（5） 入札者は、（4）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1） 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（2） 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1） 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2） 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3） 契約書作成の要否

要

（4） 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

（5） 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

(7) その他

ア 詳細は入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和2年2月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、開札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : projectors and peripherals to be used in Tottori Prefectural Schools in East Region of Tottori Prefecture, 1 set

(2) March 30, 2020 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) April 21, 2020 noon: Time-limit for submission of tenders

(April 20, 2020 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education, 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称

県立学校（中部地区）プロジェクター等 一式

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和2年10月1日から令和8年8月31日まで

(4) 納入期限

令和2年9月30日（水）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 契約金額

ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を見積もること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下のいずれかの業務区分に登録されていること。

ア 事務用機器のパソコン類

イ その他の賃借のその他

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登

録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和2年3月16日（月）正午までに4の（3）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該書類の提出と同時に4の（3）の場所に必ず連絡すること。

- （3） 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- （4） 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- （5） 本件調達公告に示した物品を自社で所有し（令和2年3月6日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できる者（当該物品が故障した場合に、鳥取県の求めがあってから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能なる者に限る。）であること。
- （6） 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

（1） 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

（2） 業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

（3） 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

（4） 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、令和2年3月6日（金）から同月30日（月）までの日にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年3月6日（金）から同月30日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（5） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年4月16日（木）から同月21日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日にあつては午前11時からとし、最終日にあつては正午までとする。

なお、郵便等による入札書の受領期間は、同月20日（月）午後5時までとする。

イ 開札日時

令和2年4月21日（火）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

(2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(3) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和2年3月30日(月)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(5) 入札者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

(7) その他

ア 詳細は入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和2年2月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、開札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : projectors and peripherals to be used in Tottori Prefectural Schools in Middle Region of Tottori Prefecture, 1 set

(2) March 30, 2020 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) April 21, 2020 noon: Time-limit for submission of tenders

(April 20, 2020 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education, 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称

県立学校（西部地区）プロジェクター等 一式

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和2年10月1日から令和8年8月31日まで

(4) 納入期限

令和2年9月30日（水）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 契約金額

ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を見積もること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有す

るとともに、その業種区分が以下のいずれかの業務区分に登録されていること。

ア 事務用機器のパソコン類

イ その他の賃借のその他

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和2年3月16日（月）正午までに4の（3）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該書類の提出と同時に4の（3）の場所に必ず連絡すること。

- （3） 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- （4） 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- （5） 本件調達公告に示した物品を自社で所有し（令和2年3月6日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できる者（当該物品が故障した場合に、鳥取県の求めがあつてから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能なる者に限る。）であること。
- （6） 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

（1） 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

（2） 業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

（3） 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

（4） 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、令和2年3月6日（金）から同月30日（月）までの日にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年3月6日（金）から同月30日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（5） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年4月16日（木）から同月21日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日にあつては午前11時からとし、最終日にあつては正午までとする。

なお、郵便等による入札書の受領期間は、同月20日（月）午後5時までとする。

イ 開札日時

令和2年4月21日（火）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

(2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(3) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和2年3月30日(月)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(5) 入札者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効

とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

(7) その他

ア 詳細は入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和2年2月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、開札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : projectors and peripherals to be used in Tottori Prefectural Schools in West Region of Tottori Prefecture, 1 set

(2) March 30, 2020 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) April 21, 2020 noon: Time-limit for submission of tenders

(April 20, 2020 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education, 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan